

大口町告示第30号

大口町寝具洗濯乾燥消毒サービス事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年3月30日

大口町長 鈴木雅博

大口町寝具洗濯乾燥消毒サービス事業実施要綱の一部を改正する要綱

大口町寝具洗濯乾燥消毒サービス事業実施要綱(平成12年大口町告示第56号)の一部を次のように改正する。

第4条中「2回」を「1回」に改める。

第6条第1項中「8月1日」を「7月1日」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第6条関係)

大口町寝具洗濯乾燥消毒サービス利用料表

区 分	1回当たりの利用料
条例第4条第1項第1号から第5号までに定める者	420円
条例第4条第1項第6号から第12号までに定める者	840円
条例第4条第1項第13号から第15号までに定める者	1,260円
備考 申請日の属する月が4月から6月までの場合は、前年度の介護保険料率により利用料を決定する。	

様式第1中「㊟」を削り、

「

氏名		生年月日	年 月 日	性別	男・女
----	--	------	-------	----	-----

」

を

「

氏名		生年月日	年 月 日
----	--	------	-------

」

に改める。

様式第5中「㊟」を削る。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、令和3年6月分までの利

用料金については、なお従前の例による。